

【ポスターセッション】

日本における犯罪被害者等の心理社会的支援に関する一考察

○ 吉備国際大学 藤原 幸子 (004526)

キーワード：犯罪被害者、二次被害、犯罪の暗数

1. 研究目的

「第4回犯罪被害実態（暗数）調査」では個人犯罪被害のうち、被害の申告率は、強盗は45.0%、窃盗は34.8%、暴行・脅迫は21.6%で、ほとんどの被害態様において「届け出なし」の回答が約2割から7割に及んでいる。その一因として、犯罪被害には警察等捜査機関への届出がない、暗数が多いことが指摘されているが、暗数化の要因に関する研究は少ない。本研究は、犯罪被害者本人に対する調査を通じて被害の実態と二次被害の実態、暗数化の要因、支援の手がかりを検討することを目的とした。

2. 研究の視点および方法

インターネット調査会社 NTT コム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社のモニターの中の犯罪被害に遭ったことのある200名の方々を対象にインターネット調査を実施した。①被害の実態、②二次被害の実態、③犯罪被害の暗数化の要因（被害者が警察に被害届を出すことを躊躇する理由）について検討した。調査内容は、年齢や性別などのフェイスシート、遭遇した犯罪の種類、生活面、心身の不調、警察・検察・裁判所での手続き、加害者、人間関係、二次被害、実際に受けた支援、必要な支援、事件後に必要な情報、犯罪被害の暗数化の要因、である。警察への被害届の出しづらさの要因となっている可能性がある26項目は、稲本の調査(2008)⁽¹⁾及び「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」(2000)を参考に作成し4件法で回答を求めた。また、警察へ被害届を出す時、必要だと思う支援について自由に記述していただいた。調査期間は平成30年3月5日である。

3. 倫理的配慮

調査の実施にあたっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守した。犯罪被害者への二次被害を与える影響が比較的少ないことからインターネット調査の手法を採用した。研究協力への同意を冒頭で確認し、同意する場合のみ回答を開始するように求め、回答開始後、体調が悪くなった時には、回答を途中で中断できることを明示した。個人が特定されるデータの収集は一切行わないこと、収集した情報は研究目的以外での使用は一切しないことを冒頭で説明するという手続きを取った。なお、本研究は吉備国際大学の倫理審査委員会の承認(17-63)を得て実施された。

4. 研究結果

回答者は男性 127 名 (63.5%)、女性 73 名 (36.5%) の計 200 名であった。被害後に悩まされた心身の問題では、「心身の不調のため、医療機関で治療を受けた」106 名 (53.0%)、「不眠、食欲減退などの症状が 1 ヶ月以上続いた」97 名 (48.5%) となっており、半数以上が心身の被害を訴えている。生活面の問題では「事件に関連して医療費、交通費、裁判費用などの負担が生じた」105 名 (52.5%)、「事件がきっかけで、退職、休職しなければならなくなった」が 60 名 (30.0%)、警察・検察・裁判所での手続きの問題では、「警察や検察での事情聴取が苦痛だった」78 名 (39.0%)、「刑事手続きについて分からず困った」が 59 名 (29.5%) であった。加害者の問題では、「加害者への対応に悩んだ」110 名 (55.0%)、「加害者の態度によって傷つけられた」99 名 (49.5%)、人間関係についての問題では、「相談できる人がいなかった」63 名 (31.5%)、「相談できる人はいたが迷惑がかかると思い相談できず孤立した」41 名 (20.5%) であった。

二次被害を受けたことがある人は 29 名 (14.5%) で、警察 11 名 (37.9%)、地域の人 9 名 (31.0%)、加害者 8 名 (27.6%) 等からであった。被害後、警察へすぐに被害届を出した人は 129 名 (64.5%)、被害届を出したが受理されていなかった人は 10 名 (5.0%) であった。警察に被害届を出すことを躊躇する理由、「警察への被害届の出しづらさの要因」は、「その被害を重大であると受け止めている」67 名 (33.5%)、「どこにどうやって支援を求めれば良いのかわからない」59 名 (29.5%)、「どういう風に被害届を出すのかわからない」49 名 (24.5%) 等であった。

5. 考察

本研究は、犯罪被害者が警察へ被害届を躊躇する要因を検討し、その支援に役立てたいと始めたものである。調査の結果、半数以上の者が心身の被害を訴え、身体的精神的影響が生活機能の低下をもたらしていること、被害者が二次被害を受けた際の精神的サポートが必要であることが示唆された。被害届の出し方がわからないなど情報が不足していることから、支援を求める方法について知る機会を設けることが重要と考えられる。

謝 辞

本研究にご参加いただいた犯罪被害に遭われた皆様にこの場を借りて心からのお礼と感謝を申し上げます。なお、本研究は、平成 29 年度吉備国際大学学内共同研究(犯罪被害者に対する支援体制形成における課題)の助成の一部を受けたものです。

文 献

(1) 稲本絵里：犯罪被害者が警察への届出を躊躇する要因－被害者支援に携わる弁護士対象のアンケート調査－，こころの健康 23(1)，22-32，2008。